

令和8年4月16日

各所属所長 様

公立学校共済組合広島支部長

令和8年度生活習慣病予防健診事業の実施及び人間ドック等の申込受付の開始について（通知）

このことについて、別紙「令和8年度公立学校共済組合広島支部生活習慣病予防健診事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、生活習慣病予防健診事業を実施します。

また、実施要領中の「人間ドック」及び「器官別検診（ドックセット型）」（以下「人間ドック等」という。）の申込受付を、次のとおり開始します。

については、貴所属所の人間ドック等の受診対象となっている組合員に対し、遺漏のないよう周知してください。

## 1 人間ドック等の事業内容

次の(1)及び(2)を満たす者が申込みできます。

### (1) 令和8年4月末時点及び受診日に組合員資格を有する者（任意継続組合員を除く。）

※ 現在、休暇、休職、育児休業、派遣、組合専従、大学への派遣中等の場合も、該当年齢の組合員は対象となりますので、当該組合員に対して周知をお願いします。

### (2) 各健診の対象年齢である者

各健診の対象年齢については、次表のとおりです。

健診種別		対象年齢（令和8年度に達する年齢とする）
人間ドック	指定年齢健診	30、35、37、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59歳
	シニア普通ドック	50歳以上（指定年齢健診対象年齢を除く。）
器官別検診 （ドックセット型）	肺検査	43歳以上（人間ドックを受診する組合員に限る。）
	レディース検診	全年齢（人間ドックを受診する女性組合員に限る。）

## 2 健診機関及び自己負担額等

健診機関及び自己負担額については、実施要領別表3「令和8年度生活習慣病予防健診実施予定健診機関一覧表」のとおりです。

なお、人間ドック等の自己負担額は、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入の有無により異なります。

また、生活習慣病予防健診等業務の一部の業務を、別の機関に委託している場合がありますので、実施要領別表3の別紙「令和8年度生活習慣病予防健診実施予定健診機関再委託一覧表」も確認してください。

### 3 申込方法等

対象者である組合員が、各自で、「公立学校共済組合広島支部人間ドック受付システム」（以下「受付システム」という。）を利用して申込みをしてください。

申込みの際には、「公立学校共済組合広島支部人間ドック受付システム操作マニュアル**組合員用**」を参照してください。同マニュアルに記載の【ユーザー名、ID 及びパスワード】が必要となりますので、必ず、お手元に準備した上で、次のアドレスから「受付システム」へアクセスしてください。

<https://www.kouhiro-kenshin.com/ngdc34/>

なお、当支部が組合員資格情報を登録するまでは、「受付システム」での申込みができないため、必ず、組合員資格情報が登録された後に、申込みをしてください。

また、組合員資格を4月末時点で有しているにもかかわらず、令和8年5月11日（月）時点で、「受付システム」が利用できない場合は、令和8年5月11日（月）に別途通知する申込方法により、申込みをしてください。

**（別紙1「令和8年度人間ドック等申込注意事項」も御確認ください。）**

**【参考】「受付システム」での申込みができない場合**

★は必須入力項目です。

組合員証番号★	567890	検索
生年月日★	1978年07月20日	
性別★	女性	

↓

★は必須入力項目です。

組合員証番号★		検索
生年月日★	---年---月---日	
性別★	---	

組合員情報がありませんでした。

**【組合員の方】**  
※ 「受付システム」にアクセス後、左図のように、組合員証番号、生年月日、性別を入力し、「検索」を押下する。  
※ 「組合員情報がありませんでした。」と表示されます。

### 4 申込期限

令和8年5月15日（金）

※ 申込期限を過ぎると、申込みは一切できませんので、御注意ください。

### 5 申込結果の通知について

申込結果の通知（決定通知）については、申込時に登録したメールアドレス宛てに送付されることとなりますので、必ず、申込時にメールアドレスを入力するよう、周知してください。

なお、申込受付完了後は、申込完了メールが送付されることとなっていますが、申込完了メールが届かない組合員がいる場合は、保健事業係まで問い合わせください。

## 6 ホームページへの掲載

本通知を、公立学校共済組合広島支部ホームページに掲載していますので、組合員への周知に活用してください。

### 掲載場所

公立学校共済組合広島支部ホームページの「人間ドック」

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/seikatusyukanbyo/ningendoc/index.html>

## 7 特定健康診査の受診及び特定保健指導

### (1) 特定健康診査の受診

令和8年度中に達する年齢が、40歳以上75歳未満の組合員については、人間ドックの受診を以て特定健康診査を受診したことになります。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第4項及び健康保険法第150条の規定により、特定健康診査に関する記録の写しは、公立学校共済組合（医療保険者）に提供されます。

### (2) 特定保健指導

#### ア 中国中央病院

公立学校共済組合中国中央病院で人間ドックを受診した者が、特定保健指導の対象者に該当した場合、病院から受診者本人に対し、生活習慣改善の意思を確認します。同意した場合、受診当日に、引き続き、特定保健指導を利用していただくことができますので、積極的に利用してください。

#### イ その他の健診機関

ア以外の場合、受診した健診機関により異なりますが、受診当日又は後日に、特定保健指導を利用していただく予定です。

なお、詳細については、実施機関からお知らせします。

#### ウ 服務上の取扱い

特定保健指導を受けるために必要な時間（移動時間を含む。）については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年広島県条例第6号）第2条第2号の規定により、職務専念義務の免除の対象となります。

なお、市町立学校等に勤務する組合員については、当該市町教育委員会等の定めるところによります。

## 8 その他注意事項

(1) 別紙2「所属所担当者留意事項」の資料を一読した上で、別紙「令和8年度生活習慣病予防健診に係る書類一覧表」に沿って、対象者へ必要書類を配付してください。また、所属所担当者は、「担当者用」の資料を必ず確認してください。

(2) この生活習慣病予防健診に係る事務処理に当たっては、職員のプライバシーの保護に十分留意してください。

担当 保健事業係

電話 (082)513-4956 (ダイヤルイン)

(担当者 藤木)